

「伊東メガソーラー建設の中止を求める会」規約

2017年4月2日発効

第1条(名称)

本会は「伊東メガソーラー建設の中止を求める会」と称する。

第2条(目的)

本会は、「伊豆メガソーラーパーク合同会社」が八幡野地区に計画しているメガソーラー設置事業に反対し、事業の中止を求めて活動する。

第3条(会の構成)

本会はこの目的に賛同する団体及び個人で構成する。

第4条(賛同者の活動)

賛同者は会の目的を達成するために、署名集めや要請活動等の反対活動を行う。

第5条(賛同者会議)

- ①運動の進め方や会の方針を決めるため、必要に応じて賛同者会議を開く。
- ②賛同者は会議に出席して意見を述べ、決定に加わることができる。

第6条(事務局)

- ①賛同者の中から、情報を集約し実務を処理するための事務局を設ける。
- ②事務局に、会の代表と会計を置く。
- ③事務局は賛同者会議を招集し、案を提起し、会を進行する。

第7条(資金)

活動に必要な資金はカンパで賄う。

第8条(解散)

本会は第2条の目的を達成したとき、または達成できないことが明らかになったとき、賛同者会議を開いて解散を決定する。

第9条(所在地)

本会の事務局を、伊東市富戸 1317-1574 に置く。

